

別 紙

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 規 定	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 29 条～第 35 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 36 条～第 39 条 (条文省略)</p>	<p><u>第 29 条 (社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 30 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p><u>第 37 条 (社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 38 条～第 41 条 (現行どおり)</p>

以 上